

## 改正労働安全衛生法に基づく ストレスチック制度の概要について

ら受けるストレスが高い状況で推移しており、精神障害を原因とする労災給付の支給決定の件数が3年連続で過去最高を更新する等深刻な状況となっています。

(セルフケア)が重要となってきます。このため、労働者の心理的な負担の程度を把握し、セルフケアや職場環境改善につなげ、メンタルヘルス不調の未然防止のための取組を強化することを目的としてストレスチェック制度を実施することが労働安全衛生法上事業者の義務となりま

師等による心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレッスチェック）を実施することが事業者の義務となります（労働者数50人未満の事業場については当分の間努力義務）。

# 職場のメンタルヘルス 対策は、労働者の職場か 改正労働ストレステクニクス

# 労働者のストレスマネジメントの向上を促すこと 安全衛生法 エラク制度の舞 (セルフケア) が重要と なってきます。

An illustration featuring a large magnifying glass with a black frame. Inside the lens, the text "行政の焦点" is written in pink. A man with glasses and a suit is shown from the side, looking through the magnifying glass. He has a thoughtful expression with his hand near his chin.

法律の施行日は平成27年12月頃の予定で、現時点では大枠についてのみ決定しており、詳細については今後省令等で定める予定となっています。現時点で決定している当該制度の概要は以下のとおりです。

士を含める予定となつて  
います。  
また、検査項目は「職業性ストレス簡易調査票」  
を参考とし、今後標準的な項目を示す予定です。  
検査の頻度は1年毎に1回とする想定であります。

出を理由とする不利益な取扱いは禁止されます。一定の要件は高ストレスと判定された者等を含める予定です。

4、面接指導の結果に基づき、医師の意見を聴き、必要に応じ就業上の措置を講じることが事業者の義務となります。

就業上の措置とは、労働者の実情を考慮し、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等の措置を行うことです。

## 名古屋北労働基準監督署の ダイヤルインご案内

監督係  
方面